

## 法人市民税 Q&A

Q 1. 那須塩原市内に法人を設立した場合や、事務所等を設置した場合には、どのような手続きが必要ですか？

A. 「法人の事務所設置（変更・廃止）等届出書」を定款の写しと登記事項証明書＜登記簿謄本＞（写しで可）を添付して提出してください。

Q 2. 異動があった場合、どのような手続きが必要ですか？

A. 本店所在地、事業年度、資本金、代表者の変更や休業、廃止、解散、合併などがあった場合にも、届出（Q 1 の届出と同じもの）が必要となります。事業年度の変更の場合は、定款の写しを添付してください。その他の変更については、登記事項証明書＜登記簿謄本＞（写しで可）を添付してください。また、事務所の休業や廃止の場合は、添付書類は必要ありません。

Q 3. 法人名を変更しました。住民税特別徴収担当に異動届を提出しましたが、法人市民税担当にも提出する必要がありますか？

A. 法人市民税担当にも提出する必要があります。お手数ですが、前述した法人の異動届を提出してください。

Q 4. 今年度の決算が赤字となったため、法人税では納付が発生しませんでした。法人市民税でも、納付は発生しないのでしょうか？

A. 赤字でも納付は必要となります。赤字の場合であっても、均等割額という部分が課税されますので、申告書の提出と税金の納付が必要となります。

Q 5. 会社の役員は従業者数に含めるのですか？

A. 会社役員は、一般的には従業者数には含めませんが、給与の支払いを受ける役員は、従業者数に含められます。

Q 6. 均等割の判定上の従業者数、法人税割の分割基準の従業者数は、いつの時点の人数ですか？

A. 均等割の判定に使う人数は、事業年度の末日現在です。例えば、4月1日から3月31日が事業年度の場合で、9月10日に事務所を閉鎖したときは、事業年度末は0人ということになり、税率区分は50人以下として判定します。

法人税割も、同様に事業年度の末日現在で判定しますが、既に閉鎖している場合は、均等割とは計算方法が異なります。

分割基準の判定には、事務所を廃止した日の前月の末日現在で判定します。9月10日に事務所を閉鎖した場合、人数は8月末日時点のものとし、それを算定期間の月数（1月に満たない日数は切り上げ）で月割計算します。

Q 7. 登記上の本店所在地はA市にあるが、実際には那須塩原市で事業を行っています。法人市民税はどちらに納めるのでしょうか？

A. 実際に事業を行っている那須塩原市に納めてください。

Q8. 事業年度の途中で本店所在地をB市から那須塩原市に移転しました。法人市民税の額は、どのように計算しますか？

A. <計算例> B市にあった法人が、9月15日に那須塩原市に移転した場合。

・事業年度	4月1日～3月31日
・従業者数	30人
・法人税額	50万円
・資本金等の額	1千万円

☆法人税割額……4月1日～3月31日の期間で那須塩原市とB市で按分して計算します。従業者数について、小数点以下が出た場合は、切り上げて1人として計算します。また、月数の端数日数は、切り上げて計算します。

☆均等割額……9月15日～3月31日の期間分を那須塩原市に申告してください。この場合、6カ月と16日間になりますが、16日分は切り捨てとなり、6カ月で計算します。

《例外として、その事業年度内に事業所があった期間が1カ月に満たない場合（16日間だけといった場合）のみ、切り上げて1カ月として計算します。》

	那須塩原市の場合	B市(税率は、那須塩原市と同様とする)	
事務所等が存在した期間	9月15日～3月31日(6カ月と16日間)	4月1日～9月14日(5カ月と14日間)	
存在した月数	7カ月(端数切上げ)	6カ月(端数切上げ)	法人税割①
分割基準となる人数	30人(事業年度末の人数)×7カ月 ÷12カ月=17.5人 ≒18人(端数切上げ)	30人(転入月の前月末の人数)×6カ月 ÷12カ月=15人	
計算上の全従業者数	18人(那須塩原市)+15人(B市)=33人		
課税標準額の計算	500,000円÷33人=15,151.51円 15,151.51×18人=272,727.18円 ≒272,000円(千円未満切捨て)	500,000円÷33人=15,151.51円 15,151.51×15人=227,272.65円 ≒227,000円(千円未満切捨て)	
※税額計算	272,000円×14.7%=39,984円 ≒39,900円(100円未満切捨て)	227,000円×14.7%=33,369円 ≒33,300円(100円未満切捨て)	均等割②
存在した月数	6カ月(端数切捨て)	5カ月(端数切捨て)	
税額計算	(資本金等1千万円以下、 従業者数合計50人以下) 60,000円×6カ月÷12カ月 =30,000円	(資本金等1千万円以下、 従業者数合計50人以下) 60,000円×5カ月÷12カ月 =25,000円	
法人市民税(①+②)	39,900円+30,000円=69,900円	33,300円+25,000円=58,300円	

※14.7%という税率は、平成26年10月1日以後開始する事業年度については、12.1%に置き換えて計算するようになるので注意してください

Q9. 事業年度が4月1日～3月31日の事業所ですが、4月1日に那須塩原市にあった支店をC市に移転しました。那須塩原市にも法人市民税を納める必要があるのでしょうか？

A. 4月1日に閉鎖し、4月1日にC市に支店を開設した場合、那須塩原市とC市と両方に事業所が存在したことになります。3月31日に閉鎖していた場合、4月1日に支店はありませんので、那須塩原市に法人市民税を納める必要はありません。

Q10. 事業年度の途中で那須塩原市の事務所を廃止したので、事業年度の末日には那須塩原市に事務所はありません。法人市民税の額は、どのように計算しますか？

A. <計算例> D市に本社がある法人で、4月10日に那須塩原市の事業所を廃止した場合。

・事業年度	1月1日～12月31日
・従業者数	34人
・廃止前月末の那須塩原市の 従業者数	14人
・法人税額	86万円
・資本金等の額	1,500万円

	那須塩原市の場合	D市(税率は、那須塩原市と同様とする)	
事務所等が存在した期間	1月1日～4月10日(3カ月と10日間)	1月1日～12月31日(12カ月)	法人税割①
存在した月数	4カ月(端数切上げ)	12カ月(端数切上げ)	
分割基準となる人数	14人(廃止の前月末の人数)×4カ月 ÷12カ月=4.66人 ≒5人(端数切上げ)	34人(事業年度末の人数)	
計算上の全従業者数	5人(那須塩原市)+34人(D市)=39人		
課税標準額の計算	860,000円÷39人=22,051.28円 22,051.28×5人=110,256.4円 ≒110,000円(千円未満切捨て)	860,000円÷39人=22,051.28円 22,051.28×34人=749,743.52円 ≒749,000円(千円未満切捨て)	
※税額計算	110,000円×14.7%=16,170円 ≒16,100円(100円未満切捨て)	749,000円×14.7%=110,103円 ≒110,100円(100円未満切捨て)	均等割②
存在した月数	3カ月(端数切捨て)	12カ月(端数切捨て)	
税額計算	(資本金等1千万円超 1億円以下、 従業者数合計50人以下) 156,000円×3カ月÷12カ月 =39,000円	(資本金等1千万円超 1億円以下、 従業者数合計50人以下) 156,000円×12カ月÷12カ月 =156,000円	
法人市民税(①+②)	16,100円+39,000円=55,100円	110,100円+156,000円=266,100円	
※14.7%という税率は、平成26年10月1日以後開始する事業年度については、12.1%に置き換えて計算するようになるので注意してください			